



2026(令和 8)年度

明日葉学童クラブ鷺宮利用案内

利用者募集要項

申請の際には募集要項をよくお読みになり、間違いのないようにお願いいたします。

※募集要項及び申請書類が2025年度の内容から変更されていますのでご注意ください。2026年度用の書類をお使いください。

書類が全て揃ってからの受付となります。受付期間をご確認いただき、早めの準備をお願いします。

※第1期申請受付期間内に申請した場合、審査結果は1月下旬ごろに郵送でお知らせします。

明日葉学童クラブ鷺宮

電話番号 03-3223-8106

も く じ

内容

I. 学童クラブとは.....	4
1 利用期間.....	4
2 定員.....	4
3 開設日時.....	4
4 おやつ、食物アレルギー等について.....	5
5 お弁当について.....	5
6 外出について.....	5
II. 保育料等について.....	6
1 保育料.....	6
2 納付方法.....	6
3 減額・免除(減免)について.....	6
4 保育料の決定.....	7
5 令和7年1月2日以降に中野区に転入された世帯の方.....	7
III. 利用要件、指数等について.....	8
1 利用要件.....	8
2 対象児童.....	8
3 保護者の状況及び基準指数.....	9
4 調整指数.....	12
5 「保護の必要な日」と「利用日数」の考え方.....	13
6 利用の審査、順位について.....	14
6 利用辞退、利用休止、申請事項を変更するとき.....	15
7 求職、育児休業について.....	15
8 年度途中の審査及び利用状況の確認について.....	15
IV. 利用申請の流れについて.....	16
1 利用申請手続きについて.....	16

2 一括申請受付期間・受付場所等	16
3 利用の流れ	17
4 転居や指定校の変更に伴う手続きについて	20
V. 申請書類について	21
1 申請に必要な書類	21
2 自営、家族経営者、個人事業主の方	23
3 変則勤務の方	24
VI. 学童クラブ利用開始後について	25
1 年度途中の審査及び利用状況の確認について	25
2 離職、求職について	25
3 利用辞退、利用休止、申請事項を変更するとき	25
学童クラブ以外の放課後の居場所、過ごし方	26
学童クラブ Q&A	30

「2026年度学童クラブ利用案内」に添付されている書類

※①から④まで、すべて揃っているかをご確認ください。

- ① 提出書類確認書
- ② 学童クラブ利用申請書 及び(記入例)
- ③ 就労(採用内定)証明書 及び(勤務先の方へ記入例)
- ④ 就労等実績申出書

※次の書類は利用案内に添付していません。必要な場合は当施設にお申し出ください。

- 申出書
- 診断書
- 通学等支援(移動支援)サービスのご案内

ご不明な点がございましたら当施設にお問い合わせください。

I. 学童クラブとは

学童クラブは、児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業として、保護者の就労等の理由により放課後に適切な保護を受けられない児童を対象とした、放課後の遊びや生活の場です。学童クラブでの生活は放課後から始まります。その点が保育園や幼稚園での生活と大きく異なるところです。また、保護者の就労時間等だけでなく、学年や生活状況によっても利用時間や必要度が違います。学童クラブでは、遊びや活動などを通じて自主性、社会性などを培い、子どもたち一人ひとりが放課後に自立した生活を送る力を身に付けることを目指し、家庭と協力して支援を行います。

1 利用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

利用は1年毎の申請(年度単位の利用)となります。現在利用している方も、引き続き翌年度の利用を希望する場合は改めて申請する必要があります。

※当施設の場合は在籍児童のご家庭が優先的に申請できる「継続利用申請」という申請方法があります。

2 定員

40名(継続利用者の先行申請を含む)

3 開設日時

(1) 学童クラブを開設する日 月曜日から土曜日までの毎日

月曜日～金曜日	放課後～20時
土曜日、学校休業日 ※	8時～20時

※ 学校休業日＝夏休み等の長期休業日、行事振替日等

○18時～20時は、保護者または大人の代理人(高校生以上)の方のお迎えが必要です。

○学校から自宅や塾、習い事等に行ってから学童クラブを利用することはできません。

(2) 学童クラブが休みとなる日 日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日

12月29日～1月3日

その他、区長が必要と認めた日

4 おやつ、食物アレルギー等について

学童クラブでは、利用時間内におやつや補食の提供をします。食物アレルギーのあるお子さんについては、申請の際、専門医の診断を受けた内容を利用申請書に記入してください。利用決定後に個別に状況をお聞きします。利用開始前に学校に提出した「学校生活管理指導表（食物アレルギー疾患用）」の写しを提出していただくことがあります。食物アレルギーのあるお子さんについては、おやつや補食を提供できない場合があります。

5 お弁当について

学校休業日や土曜日など学校給食がない日は、お弁当が必要です。お弁当の詳細については学童クラブにお問い合わせください。

6 外出について

学童クラブでは出席後の外出を認めていません。通院や、塾、習い事等に通う場合は退室になり、再び学童クラブを利用することはできません。

Ⅱ. 保育料等について

1 保育料

月額5,600円（児童一人につき）

2 納付方法

口座振替による納付。

- 利用月の翌月末日引落（金融機関休日の場合はその翌営業日）。
- 「学童クラブ利用承認通知書」と一緒に口座振替のご案内をお送りしますので、口座振替の手続きを行ってください。

3 減額・免除（減免）について

	対象	内容
1	学童クラブ利用児童が複数いる世帯※1	2人目以降 保育料月額2,800円
2	生活保護受給世帯 令和7年度住民税非課税世帯※2 令和7年度就学援助受給世帯※3	保育料免除
3	「学童クラブ利用休止届」を提出し、1日も利用しなかった月	保育料免除
4	アレルギーなどにより、学童クラブが用意するおやつを食べることができない児童	保育料月額4,000円
5	上記1かつ4に該当する児童	保育料月額2,000円

（※1）減額の対象となる学童クラブは、区内・外、公設・民設を問わず、放課後児童健全育成事業に規定されている放課後児童クラブ（中野区では学童クラブ）です。

（※2）「住民税非課税世帯」で、令和7年1月1日から引き続き中野区に居住されている世帯については「非課税証明書」の提出の必要はありませんが、住民税の申告が必要な方は必ず期日までにお済ませください。税の申告については区役所税務課または税務署にお尋ねください。

（※3）「就学援助」とは小、中学校に通うお子さんがいる家庭に対して、家庭の事情に応じて学用品費や給食費等の援助を行う制度です。4月に学校から申請書が配布され、6月下旬に就学援助の可否が決定されます。就学援助の手続きについては、中野区立の各小学校から「就学援助のお知らせ」が配布されますので、そちらをご参照くだ

さい。また、新1年生で、新入学学用品費の就学援助の支給が3月31日までに決定している場合は、4月から6月分までの保育料が免除となります。

4 保育料の決定

学童クラブの利用が決定した児童を対象に、区が所有する情報に基づき保育料を決定します。4月から6月までは前年度の情報により決定します。保育料は4月中旬に決定し保護者へ通知します。

6月の住民税及び就学援助確定時期に見直しを行い、変更が生じる場合は改めて通知します。

5 令和7年1月2日以降に中野区に転入された世帯の方

令和8年4月から6月までの保育料決定のために、世帯全員が住民税非課税もしくは就学援助を受給している場合は以下の書類をご提出ください。両方に該当する世帯はどちらか一方をご提出ください。

(1) 住民税非課税世帯

前住所地発行の「令和7年度（令和6年分）住民税課税証明書（非課税証明書）」世帯全員分

(2) 就学援助受給世帯

前住所地の教育委員会からの決定通知等

※ 令和7年度に中野区立（公設民営）学童クラブを利用している場合は提出の必要はありません。

※ 令和8年7月以降の保育料については別途ご案内します。

Ⅲ. 利用要件、指数等について

1 利用要件

- 学童クラブを利用できる要件は、後述の「2 対象児童」と「3 保護者の状況及び基準指数」のいずれにも該当し、放課後1時間30分以上適切な保護を必要とする日が週3日以上(4週で12日以上)あることを常態(おおむね1か月間は同じ状態)とする場合です。土曜日、夏休み等の長期休業日のみの利用は、朝8時00分以降4時間以上保護に欠ける場合とします。
- 保護が必要な日に「定期的な習い事や塾」等があり、常態として学童クラブを欠席する日は「利用する日」－1日、早退する日は「利用する日」－0.5日として換算します。なお、下表の時間内に保護者の勤務等の時間が終了する場合は早退にはなりません。
- 欠席、早退等とは、学童クラブ以外に居場所がある事業に参加する場合です。学校の課外授業や行事、放課後子ども教室参加、健康上の理由(急な病気や怪我、それに伴う通院)および家庭事情による急用等は除きます。
- 前述のように欠席の日があり、保護を必要とする日の利用日数が週3日未満(4週で12日未満)の状況が1か月以上続く場合は、その月の末日をもって利用辞退となります。
- 学童クラブ保育料を3か月分以上滞納している場合は利用辞退となります。申請時に3か月以上滞納している場合も利用要件に該当しないため申請できません。

区分		放課後の起点とする時間	欠席とする時間	早退とする時間
月曜日から金曜日まで	1、2年生	14時30分	16時00分前	16時30分前
	3年生以上	15時15分	16時45分前	17時15分前

土曜日	全学年	利用要件	早退とする時間
学校休業日		朝8時00分以降4時間以上保護に欠ける場合	朝8時00分以降4時間30分未満

2 対象児童

学童クラブの対象児童は、以下に掲げる要件をすべて満たす児童です。

(1) 住所

中野区内に住所を有する児童(中野区に住民票があり実際に居住していること。ただし、学童クラブを利用している年度の途中で区外へ転居した場合は、その年度に限り利用を継続できます。)

(2) 学年

小学校1年生から6年生。ただし、4年生から6年生は、特別な支援を必要とする児童(※)

※日常的に支援や保護を必要とする児童とは、以下のいずれかに当てはまる児童のことです。

ア 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されているか、特別支援学級、特別支援学校へ通所している児童(当てはまる場合は調整指数の特別支援児童に該当します)。

イ 発達について病院等で診断を受けており、自己管理が難しく放課後自立した生活が困難と判断される児童。

ウ 施設等に通所や相談をしており、自己管理が難しく放課後自立した生活が困難と判断される児童。

※インターナショナルスクールに通学している児童は学年の考え方が異なる場合があります。詳しくは学童クラブまでお問い合わせください。

※ 障害等のため行き帰りに介助が必要な場合は保護者の方の責任で介助者をつけていただきます。なお、区では障害等があるお子さんに対し、自宅・学校・学童クラブ相互間への移動介助を支援する通学等支援事業(移動支援)を実施しています。ご案内のちらしが学童クラブにありますので、必要場合は学童クラブにお声かけください。

3 保護者の状況及び基準指数

(1) 共通事項

保護者のどちらか一方が休みの場合は、保護が必要な日には当たりません。

保護者それぞれに指数を付けます。一人で2項目以上に該当する場合は、指数が高い項目を適用します。

両親が不存在の場合は、養育者の就労状況等で判定します。

- 就労等の時間は保護者の勤務終了時間＋時間外労働時間＋通勤時間で判定します。ただし、勤務の全日が在宅である場合は通勤時間を加味しません。
- 利用申請書記載の退室予定時刻は欠席、早退及び利用基準指数が同点の場合に活用します。
- 時間外労働時間は直近3か月の実績を3で割り1か月の実績を算出後、雇用契約上の就労日数で割った時間を1日の平均とします。
- 通勤時間は保護者の状況が「就労」「就学」「看護・介護」の場合において、自宅と職場等(事務所、学校、看護先等)との間の移動に要する時間であり、自宅と職場等との直行経路による時間です。保育園の送迎や買い物を含めることはできません。通勤時間について記載がない場合は、必要に応じて区で再計算する場合があります。

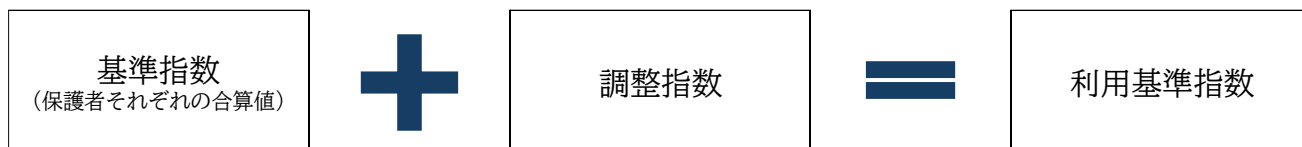
(2) 個別事項

- 変則的な就労の場合は、主な勤務時間帯で計算します。一番遅い勤務時間ではない旨注意して下さい。
- 夜間就労の場合は、帰宅後睡眠休息など就労に必要な時間をとるものと仮定して、就労等の終了時間(通勤時間を含む)から8時間を加えた時間を就労等の終了時間とみなします。
- 就労先が複数ある場合は、就労状況を合算して審査します。
- 単身赴任の場合も、基準指数の判定のために就労証明書の提出が必要です。
- 就労中で産前産後休暇を取得している場合は利用要件に該当しますが、育児休業中は該当しません。

(3) その他

- 求職による利用期間は1か月、年1回限りとします。利用期間の1か月以内に学童クラブ申請事項変更届及び就労証明書を提出すれば継続して利用できますが、1か月経過しても就労が決まらなかった場合は利用辞退となります。
- 休職は利用要件に当てはまらないため利用できません。ただし、休職の理由が「就学」「疾病」「看護・介護」等であれば当該要件として申請できます。

第1期、第2期ともに申請受付期間内に申請があり、かつ利用要件に該当する児童が定員を超えた場合は、利用基準指数(基準指数と調整指数を合算したもの)の高い順に、定員まで利用承認を行います。



基準指数(各保護者の状況)			指数
類 型	細 目		
就労 (月曜日から土曜日までの就労状況)	勤務終了後直ちに帰宅した時間(居宅内就労は勤務終了時間)が18時以降である日が週3日以上あることを常態とする場合		20
	勤務終了後直ちに帰宅した時間(居宅内就労は勤務終了時間)が17時から18時前である日が週3日以上あることを常態とする場合		18
	勤務終了後直ちに帰宅した時間(居宅内就労は勤務終了時間)が16時から17時前である日が週3日以上あることを常態とする場合 ※利用要件3年生の保護者は16時45分以降である必要がある。		16
就学または就労のための技能習得	類型「就労」の日数、時間(居宅内の場合は、就学等が終了した時間)の細目を準用する。		就労に準ずる
疾病	入院	1か月以上の長期入院の場合	20

	自宅療養	医師から安静療養を指示されているなどの理由で日中の大半を病床で過ごし(常時病臥状態)、放課後児童の保護に当たることが相当の負担になる場合	18
		上記以外で適切な保護を行えない場合(理由明記)	12
障害 (身体障害者手帳4級以上、愛の手帳4度以上、精神障害者保健福祉手帳3級以上を交付されており、常態として児童の保護に当たれない状況にあること。具体的内容については、申出書を提出する。)		身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度または精神障害者保健福祉手帳1・2級の場合	20
		身体障害者手帳3級、愛の手帳4度または精神障害者保健福祉手帳3級の場合	16
		身体障害者手帳4級の場合	12
看護・介護等(親族等の看護・介護のため常態として児童の保護に当たれない状況にあること。)	居宅外	類型「就労」の日数、時間の細目を準用する。	就労に準ずる
	居宅内	類型「就労」の日数、時間の細目(看護・介護等の時間とする)を準用し、指数は「就労」の指数から4点減算する。	12～16
求職		放課後適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合	12
不存在、単身赴任			20
両親の不存在等により親族等が養育している場合は養育者の状況等を上記に適用			
上記以外で保護が特例的に必要と認められる場合、上記のいずれかの適切な基準を適用			

4 調整指数

条件		調整指数	備考
保護を必要とする日数による調整	月曜から土曜の間に週6日の場合	+2	1、2年生は16時前、3年生は16時45分前に早退する場合は「欠席」と同じ取扱いとし、保護を必要とする日数に含めない。 ※1 週2日利用での申請は放課後等デイサービス利用者のみ ※2 この時間内に保護者の勤務等の時間が終了する場合は早退にならない。
	月曜から土曜の間に週5日の場合	0	
	月曜から土曜の間に週4日の場合	-2	
	月曜から土曜の間に週3日の場合	-4	
	月曜から土曜の間に週2日の場合※1	-5	
早退による調整	1、2年生は16時30分前、3年生は17時15分前に早退する場合(1日の早退につき-1)※2		-1
世帯の状況による調整	ひとり親家庭の場合	1、2年生	+4
		3年生以上	+2
	両親の不存在等により親族等が養育している場合		+4
学年による調整	1年生	+2	日常的に支援や保護を必要とする児童※3、医療的ケア児については、マイナス調整は行わない。
	2年生	-2	
	3年生	-4	
	4年生から6年生まで	0	
特別支援児童	各学年共通	+2	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されているか、特別支援学級、特別支援学校へ通所している。
医療的ケア児	各学年共通	+2	V5(1) 実施できる医療的ケア【19ページ参照】に該当する場合
学童クラブ保育料を2か月分以上滞納している場合 (兄弟姉妹に係る保育料を滞納している場合を含む)		-6	審査時の納付状況による。

※3 発達について病院で診断を受けている、または施設等に通所や相談をしており、自己管理が難しく放課後自立した生活が困難と判断される場合は、学年によるマイナス調整を行いません。

障害等により日常的に支援や保護を必要とする児童については、利用申請書の「児童の状況について」欄にご記入ください。必要に応じて保護者の方や関係施設に状況を確認させていただきます。また、障害の内容や施設の状況によっては、学童クラブの利用について相談させていただく場合もあります。

5 「保護の必要な日」と「利用日数」の考え方

- 保護者の勤務等が重なっている日が「保護を必要とする日」となり、それが月曜日から土曜日までで3日以上あることが要件です。日曜日は数えません。

【例1】保護の必要な日が3日で利用対象となりますが、調整指数は「－4」となります。

			月	火	水	木	金	土	日
保護者の 就労等	父	週5日勤務	休	勤務	勤務	休	勤務	勤務	勤務
	母	週5日勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	休	休
保護を必要とする日の判定			当たらない	○	○	当たらない	○	当たらない	

【例2】火曜日の母の就労等終了時間に睡眠休息等の8時間を加えた時間が15:15となり、保護を必要とする日に当たらないため、保護を必要とする日が2日となり利用対象となりません。

			月	火	水	木	金	土	日
保護者の 就労等	父	シフト勤務	18:00まで	17:15まで	16:15～	7:15まで	休	18:00まで	17:15まで
	母	シフト勤務	16:15～	7:15まで	休	17:15まで	17:15まで	17:15～	休
保護を必要とする日の判定			○	当たらない	当たらない	当たらない	当たらない	○	

- 保護を必要とする日の利用日数が3日以上あることが要件で、定期的な習い事や塾等に行っている場合は差し引いて換算します。早退については4、5ページをご確認ください。

【例3】保護者の勤務等による保護を必要とする日が3日以上あるので利用対象となります。

ただし、塾で欠席する日が1日あり「保護を必要とする日数による調整」の週3日に該当するため調整指数「－4」となります。

	月	火	水	木	金	土
保護を必要とする日	当たらない	○	○	○	○	当たらない
児童の状況		利用	利用	利用	塾で欠席	

【例4】保護を必要とする日が3日以上ありますが、16時15分の早退が1日あります。1、2年生の場合は早退による調整で「－1」、欠席2日で「保護を必要とする日数による調整」が週3で「－4」の合計「－5」となります。3年生の場合は、利用要件の16時45分前に帰宅する月曜日は欠席の取扱いとなります。

そのため利用日数が2日となり、利用対象となりません。

	月	火	水	木	金	土
保護を必要とする日	○	○	○	○	○	当たらない
児童の状況	16時15分 早退	利用	塾で欠席	利用	塾で欠席	

6 利用の審査、順位について

(1) 「Ⅲ 利用要件、指数等について」の要件に該当するかどうかを審査し、利用を決定します。

(2) 定員を超えた場合の利用の決定方法

ア 利用基準指数が同点の児童が複数いる場合は、児童の保護が必要な状態を総合的に勘案し、以下の

表の判定方法により順位を決定します。定員数以降の順位の方は「利用待機※」となります。

イ 3月2日以降の申請の場合は、上記アで決定した最後の待機順位の次の順位となります。

この場合は、先着順で待機順位が決まります。

※「利用待機」とは、申請者数が定員を超えたため、利用開始希望日から利用できず、利用可能になるまでお待ちいただく状況のことです。年度途中で利用辞退者が出るなど、定員に空きが生じたら、学童クラブ利用待機通知書「その他欄」に記載されている待機順位の上位者から順に利用開始可能のご案内をします。

【利用基準指数が同点の場合の利用児童の判定方法】

判定順	調整要件
1	日常的に支援や保護を必要とする児童、医療的ケア児
2	学年の低い児童
3	両親不存在、ひとり親世帯の児童
4	4週間あたりの利用時間数の多い児童
5	4週間あたりの利用日数の多い児童
6	保護が必要な時間のうち出席時間の多い児童
7	保護の必要な日のうち出席日数の多い児童
8	保護の必要な日のうち判定条件にあたる就労等の時間の4週間あたりの総時間数(保護者のうち時間の短い方)の多い児童
9	保護者の在宅勤務の少ない児童
10	その他

6 利用辞退、利用休止、申請事項を変更するとき

学童クラブの利用を辞める、利用を休止する、また、申請書に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出てください。（届出用紙は学童クラブにあります。）

申請事項（住所、勤務先、勤務状況、利用日・時間等）に変更があった時	「学童クラブ申請事項変更届」
学童クラブの利用を辞める時、休止（最長2か月まで）する時	「学童クラブ利用辞退・休止届」 * 1日も学童クラブを利用しない月の前月末日までにご提出ください

7 求職、育児休業について

学童クラブ利用中に離職した場合、求職要件で学童クラブを利用できるのは1か月間ですが、離職した月は含みません。（離職の翌月の初日から1か月になります。）

育児休業中の利用はできません。ただし、復職する月は月の初めから利用することができます。（復職が1日付の場合は前月から利用できます。）

8 年度途中の審査及び利用状況の確認について

- (1) 利用開始後、利用申請時に提出した書類の内容に変更が生じた場合は直ちに利用している学童クラブに変更届と必要な証明書類を提出してください。保護を必要とする理由に変更があった場合には、利用要件を満たすかどうか確認を行います。

利用要件に該当しなくなった場合は、その月の末日を以て利用辞退となります。

- (2) 利用開始後に、塾に通うなどの理由で常態として週3日以上の利用がない状況が1ヶ月以上続くなど、学童クラブの利用要件に該当しなくなった場合は、その月の末日を以て利用辞退となります。

IV. 利用申請の流れについて

1 利用申請手続きについて

(1) 利用申請は、年度ごとに必要です。新学年での継続利用を希望する場合も改めて申請手続きをしてください。

(2) 同時に区内の2つ以上の学童クラブに申請することはできません。

例：区立学童クラブと区立学童クラブ、区立学童クラブと民間（民設民営）学童クラブなど

2 一括申請受付期間・受付場所等

(1) 受付期間

第1期 2025年11月14日(金)から2025年12月12日(金)

第2期 2026年1月31日(土)から2026年2月10日(火)

第2期は受け入れ人数に空きがある学童クラブのみ受け付けます。

* 上記期間以外の受付は2026年3月2日(月)からになります。

(2) 受付場所

受付場所	受付時間
第1期申請 11月14日(金)～12月12日(金) 第2期申請 1月31日(土)～2月10日(火)	
明日葉学童クラブ鷺宮(日曜日・祝日を除く)	【月～金】 11時30分～19時30分 【土】 8時30分～16時30分

(3) 留意点

○一括申請受付期間は、4月中に利用開始を希望する方が対象です。第1期、第2期申請受付は先着順ではありません。

○不足書類や書類の内容に不備がある場合は受け付けできません。余裕をもって受付期間内にご提出ください。窓口での提出時は書類の確認のためにお時間をいただきますのでご了承ください。

○メール及びFAXで書類を受け付けることはできません。

3 利用の流れ

学童クラブ利用案内
・利用申請書類配布
11/1(土)～

● 第1期申請期間 ● 2026年4月中に利用開始を希望する方

第1期申請受付
11/14(金)
～12/12(金)
(日曜、祝日は除く)

調査・確認

審査、決定

- ★ 申請にあたっては利用案内 8 ページからの対象児童及び利用要件をご確認ください。
- ★ 必要書類をすべてご用意の上、お申し込みください。
・就労、就学等それぞれの条件により用意していただく書類が異なりますのでご注意ください。(21ページ参照)
- ★ コピーを取るなどして申請内容を控えておくことをお勧めします。
- ★ 受付時に書類確認を行います。確認にお時間をいただきますので、予めご了承ください。
- ※ 書類に不備があると受付できない場合があります。
- ※ この期間は先着順ではありません。
- ※ 他の区立学童クラブ、民間(民設民営)学童クラブと併願することはできません。

- ★ 利用を希望する学童クラブや育成活動推進課担当者から、保護者・職場へ電話確認を行う場合や追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ★ 学童クラブ利用基準指数等をもとに審査を行い、指数の高い順に各学童クラブの定員数まで利用を決定します。申請数が定員を超えている場合、利用決定順位以降の順位の方は利用待機となります。

審査結果通知(1月30日付)必ず開封して内容をご確認ください。

● 4月1日から利用できる場合

「学童クラブ利用承認通知書」を郵送します。利用承認期間が記載されていますのでご確認ください。

● 「利用待機」となる場合

「学童クラブ利用承認通知書(待機)」を郵送します。その他欄に待機順位が記載されていますのでご確認ください。「利用待機」になった場合について、次ページをご参照ください。

第1期申請審査結果が「利用待機」になった場合

明日葉学童クラブ鷺宮が利用できるまで
待機する場合



利用可能になった段階でクラブからご
連絡します。

第2期申請期間に空きのある学童ク
ラブの利用を希望する場合



第2期申請期間に当施設に連絡をしてく
ださい。申請書一式をお返しします。

●第2期申請期間●空きのある学童クラブの利用申請を希望する方

第1期申請期間 11/14～12/12 に申し込みをしなかったが、4月中に学童クラブの利用を希望する方、第1期申請で利用待機になり、空きのある学童クラブに希望を変更する方は、この期間に受入れ人数に空きのある学童クラブに利用申請ができます。すでに定員を超えている学童クラブには申請できません。

当施設も同時期に第2期申請受付を行います。詳細は直接各学童クラブにお問い合わせください。

- どの場合も第1期申請で決定した利用待機の順位を取り消さずに申請ができます。第2希望の学童クラブの利用が内定した場合は、当施設に辞退届を提出してください。辞退届提出後、正式決定になります。
- 第2希望の学童クラブが利用不可の場合は、明日葉学童クラブ鷺宮での待機になります。

第2期申請受付

1/31(土)～2/10(火)

(日曜、祝日は除く)

この期間は先着順ではありませんが、第1期申請で利用待機となった方のうち、利用申請書に第2希望の学童クラブを記入された方・第2希望を変更されなかった方が優先になります。

審査、決定

第1期申請時と同様に審査を行います。申請数が定員を超えた場合、ご利用いただけないことがあります。

審査結果通知

(2月下旬～3月上旬)

○第1希望の学童クラブの利用待機となっている方には「学童クラブ利用内定のお知らせ」を送付しますので、第1希望の学童クラブに「利用辞退届」をご提出ください。提出を確認後、当施設より「学童クラブ利用承認通知書」を送付します。

○第2期申請で新たに学童クラブ利用を申し込んだ方には、「学童クラブ利用承認通知書」または「学童クラブ利用承認通知書(待機)」を送付します。

● 休職用件で利用を希望する方及び第1期、第2期申請受付期間に申し込みをしなかった方

3月 2日(月)から先着順に申請を受付けます。すでに定員に達している学童クラブにも申請ができますが、「利用待機」となりますので、申請前に希望の学童クラブにご相談ください。

● 2026年5月1日以降の利用を希望する方

利用開始日の1か月前から先着順に申請を受付けます。すでに定員に達している学童クラブにも申請ができますが、「利用待機」となりますので、申請前に希望の学童クラブにご相談ください。

● 育児休業中に申請する方

育児休業取得中は、学童クラブは利用できません(年度途中に育児休業に入られた場合は利用辞退となります)。

入会の申請をする場合は、学童クラブの利用を開始する月の翌月1日までに育児休業中の職場に復帰することが条件となります。(5月1日までに復職する場合は、第1期及び第2期利用申請受付期間に申請することができます。)

就労証明書に、復職した場合の勤務日や時間等を記入してもらい、備考欄に育児休業期間と復職予定日を明記してもらってください。復職後は速やかに、ご利用中の学童クラブに「復職証明書」を提出してください。(提出されない場合は、利用辞退していただく場合があります。)

● 中野区に転入予定の方

令和 8 年 4 月末までに住民票を異動される場合は、第 1 期・第 2 期申請受付期間にも申し込み可能です。21、22 ページの書類を揃えて提出してください。

4 転居や指定校の変更に伴う手続きについて

転居や指定校変更申立の結果などによって希望する学童クラブを変更する場合は、速やかに学童クラブにご相談ください。

V. 申請書類について

1 申請に必要な書類

○書類は全てペンまたはボールペンで記入してください。消えるボールペン、鉛筆の使用は不可です。間違えた場合は、二重線を引いて訂正して下さい。修正ペンは使わないでください。

○申出書・診断書が必要な方は、お手数ですが当施設にお申し出ください。

保護者の状況 申請に必要な書類※		就労 (固定)	就労 (変則)	就労 (自営等)	就学等	疾病	障害	看護等	求職
1	学童クラブ利用申請書	○	○	○	○	○	○	○	○
2	就労証明書	○	○	○					
3	勤務実績表等		○						
4	就労等実績申出書			○				○	
5	その他証明書			○				○	○
6	申出書※				○	○	○	○	○
7	在学証明書、カリキュラム等				○				
8	診断書(区様式)※					○			
9	障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し						○		

(1) 学童クラブ利用申請書

- ・ 児童1人につき1部

(2) 保護に欠ける状況を証明する書類

○就労証明書

- ・ 有効期間は原則3か月間となり、勤務先に記入してもらいます。勤務実態について不明な点があるときは、勤務先に問い合わせる場合があります。記入にあたっては、記載要領をご確認ください。
- ・ 採用内定の場合も内定先に就労証明書を記入してもらいます。利用開始後状況が変更となる場合には再度提出してもらう場合があります。

- ・ 自営業、家族従業者等の方はご自身で記入していただき、(4)(5)の書類をご準備ください。
- ・ 単身赴任の方の分についても就労証明書は必要です。

○勤務実績表等

- ・ 変則勤務、ローテーション勤務等の方は、直近3か月のシフト表、タイムカード(勤務実績表)のコピー(勤務時間のわかる書類)を添付してください。

○就労等実績申出書

- ・ 就労(自営業、家族従業者、個人事業主等)の方は直近3か月の就労実態を記入してください。
- ・ 看護、介護をしている方は直近3か月の状況を就労等実績申出書に記入してください。

○その他証明書

- ・ 自営業、家族従業者、個人事業主等の方は、仕事の内容が証明できる書類の写しを添付してください。詳細は23ページ「2 自営、家族従業者、個人事業主の方へ」をご確認ください。
- ・ 看護、介護をしている方は、介護保険証、障害者手帳、愛の手帳の写し、診断書、ケアプランの写しなど状況がわかるものを添付してください。
- ・ 求職活動をしている方は、就職活動を証明する書類(ハローワークカードの写し、インターネットの求人サイトや求人情報誌からの面接連絡メール、不採用通知)など状況がわかるものを添付してください。

○申出書

- ・ ご自身でご記入ください。

○在学証明書、カリキュラム等

- ・ 在学証明書、入学許可証明書等とカリキュラム(時間割)などの状況が分かるものを添付してください。

○診断書(申請時の状況として児童の保護ができない旨の記載があるもの)

- ・ 区の様式による診断書を添付してください。内容次第では医師に問い合わせる場合があります。

○障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し

- ・ 障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の写しを添付してください。診断書を添付していただく場合もあります。

(3) その他添付書類(必要に応じて)

* 具体的な書類については、お問い合わせください。

* 2026年4月末日までに中野区へ転入予定の方は、住所を証明する書類(賃貸借契約書の写しや転居先住所が記載された郵便物等)が必要です。

* 離婚調停中の方は、離婚調停にかかる事件係属証明書、期日通知書の写し等が必要です。

【通勤・通学等に要する時間の考え方について】

保護者の状況が「就労」「就学」「看護・介護」の場合 において、自宅と職場等(事務所、学校、看護先等)との間の移動に要する時間であり、自宅と職場等との直行経路による時間です。保育園の送迎や買い物を含めることはできません。

① 自転車の場合は、直線1kmにつき10分(時速6km)とします。

② 自家用車、オートバイの場合は、直線1kmにつき4分(時速15km)とします。

2 自営、家族経営者、個人事業主の方

ご自身が就労の証明者になる場合には、「就労証明書」「就労等実績申出書」の提出と併せて、それを客観的に証明する書類を提出していただきます。

次表の中から、提出可能なものをひとつお選びいただき提出してください。

○確定申告書の写し	○契約書の写し
○保健所等が発行している飲食店営業許可証の写し	○受注票の写し
○税務署に提出する個人事業の開業届など	○署名、日付が記載されている書籍など
○営業許可証の写し	○給与明細書、報酬の記録
○登記事項証明書の写し	○賃金台帳
○履歴事項全部証明書	○出勤の記録(タイムカードなど)
○現在事項証明書の写し	○自分が作成した作品やWEBページなど
○源泉徴収票の写し	○営業上必要な材料等の仕入れ伝票(3か月分) (多くなる場合は各月2～3枚ずつ)
○お店を開業していることが分かるチラシ ホームページのコピーなど	○相手方とやり取りしたメールの記録(3か月分) (多くなる場合は各月4～5枚ずつ)

就労状況が確認できない場合は、追加で書類を提出してもらうことがあります。

契約の写しがない場合は、契約内容・業務時間が示されているメール等の写しを提出してください。(原則、直近3ヶ月分の証明が必要です。)

3 変則勤務の方

勤務時間が固定された時間ではなく、週、月単位で労働時間を変更することができる、ローテーション等のシフト制、自身で勤務時間を調整することができる裁量労働制、フレックスタイム制等の場合は、変則勤務として直近3か月分の実績表をご提出ください。

ただし、企業・団体等として裁量労働制やフレックスタイム制等を採用している場合でも、申請者の勤務実態が固定就労の場合は、変則就労ではなく固定就労として就労証明書等をご準備ください。直近3か月分の実績も不要となります。

VI. 学童クラブ利用開始後について

1 年度途中の審査及び利用状況の確認について

○利用開始後、利用申請時に提出した書類の内容に変更が生じた場合は、直ちに学童クラブに変更届と必要な証明書類を提出してください。保護を必要とする理由に変更があった場合は、利用要件を満たすかどうかの確認を行います。利用要件に該当しなくなった場合は、その月の末日をもって利用辞退となります。

○利用開始後に、塾に通うなどの理由で常態として週3日以上の利用がない状況が1か月以上続くなど、学童クラブの利用要件に該当しなくなった場合は、その月の末日をもって利用辞退となります。

2 離職、求職について

学童クラブ利用中に離職した場合、1か月は求職要件で学童クラブを利用できます。なお、離職した月は継続して利用できますが、求職要件として利用できる1か月に含みません。離職の翌月の初日から1か月になります。継続して利用を希望される場合は、利用期間内に就労証明書をご提出ください。

3 利用辞退、利用休止、申請事項を変更するとき

学童クラブの利用を辞める場合、休止する場合、申請書に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出てください。届出用紙は学童クラブにあります。

学童クラブ以外の放課後の居場所、過ごし方

○児童館、キッズ・プラザ

中野区には子どもたちの放課後の居場所として学童クラブのほかに、児童館とキッズ・プラザが設置されています。児童館やキッズ・プラザは、子どもたちを見守る大人がいて、子どもたちの体験の幅を広げる活動や事業を通して子どもたちの成長を支える場です。子どもたちが、放課後を安心して過ごす場として活用することを是非ご検討ください。

		児童館	キッズ・プラザ	学童クラブ
利用対象		0歳から18歳まで	中野区在住、在学の小学生	中野区在住で、放課後家庭で適切な保護を受けられない小学生
利用料		無料	無料	有料 (月 5,600 円、おやつ代含む)
開設日時	月曜～金曜	各児童館の開館日時はホームページで確認 URL:https://x.gd/JsKJC	当該小学校の授業終了時～18時	当該小学校の授業終了時～19時 民設民営は20時まで
	土曜(授業あり)		8時30分～18時	7時30分～19時 民設民営は8時～20時まで
	土曜(授業なし) 学校休業日			
利用方法		○一度帰宅してから利用 ○家庭での約束による自由な利用 ○施設の入退館は自由 ○各児童館の様子はこちらの動画から URL:https://x.gd/smtkS 	○放課後直接利用、帰宅後利用のどちらも可。 ○入退館管理システム※で、保護者は子どもの利用の有無を把握できる。 ○家庭での約束による自由な利用	○担当の職員が、登録児童の出欠や生活面を把握し保護をする。 ○連絡帳で、子どもの状況や利用日時などを保護者と確認する。 ○塾や習い事などに行く時は、早退となる。
お弁当、おやつ		○お弁当やおやつはご相談に応じて食べるスペースを提供する。 (児童館によって対応は異なる。)	○おやつを食べることはできない。 ○お弁当は決められた時間に食べることができる。	○おやつを提供あり。 ○お弁当は決められた時間に食べる。
緊急時の対応		○体調不良やけがなどは、症状によっては保護者に連絡しお迎えがあるまで保護する。緊急を要する場合は、病院へ付き添うこともある。 ○災害などの場合は、子どもの安全を確保できる対応を行う。		

※キッズ・プラザ及び学童クラブは、利用証をカードリーダーにかざすことで登録したメールアドレスに入退室の状況がメール配信されます。

2026年度 区立（公設民営）学童クラブ

下記25施設は、区立（公設民営）学童クラブです。区立学童の入会を希望される方は、本利用案内をお読みのうえ、必要な手続きをしてください。民間（民設民営）学童クラブも含めて、2か所以上の区内学童クラブに同時に申請することはできません。

◎キッズ・プラザ併設の学童クラブです。

No.	学童クラブ名	キッズ	定員	電話	所在地	◇学区
1	みなみの	◎	100	3381-0162	弥生町4-27-11 みなみの小学校内	みなみの
2	南 台	◎	100	未定	南台3-44-9 南台小学校内	南台
3	中野第一	◎	100	3372-0011	本町3-16-1 中野第一小学校内	中野第一
4	桃 園		40	3373-0380	本町2-32-14 朝日が丘児童館内	
5	谷 戸	◎	80	3361-3772	中野1-26-1 谷戸小学校内	谷戸
6	塔 山	◎	80	3363-3578	中央1-49-1 塔山小学校内	塔山
7	中野本郷		53	3384-4449	本町4-8-16 宮の台児童館内	中野本郷
8	桃 花	◎	100	3383-5731	中央5-43-1 桃花小学校内	桃花
9	桃園第二		76	3367-8106	中野6-10-6 文園児童館内	桃園第二
10	白 桜	◎	60	5380-2710	上高田1-2-28 白桜小学校内	白桜
11	令 和	◎	100	5380-5515	新井4-19-26 令和小学校内	令和
12	新 井		30	3389-5438	新井5-4-17 新井薬師児童館内	
13	江 原	◎	60	3951-6025	江原町1-39-1 江原小学校内	江原
14	江古田	◎	60	3385-7955	江古田2-13-28 江古田小学校内	江古田
15	緑 野	◎	63	5345-7470	丸山1-17-1 緑野小学校内	緑野
16	平和の森		80	3387-8836	新井2-48-10 野方児童館内	平和の森
17	北 原		72	3337-9632	野方6-35-13 北原児童館内	北原
18	啓 明		80	3330-3261	大和町2-8-12 大和児童館内	啓明
19	大 和		80	3330-5399	大和町4-14-9 大和西児童館内	美鳩
20	美 鳩	◎	100	3330-5921	大和町4-26-5 美鳩小学校内	
21	鷺 の 杜	◎	100	3223-1075	鷺宮4-7-3 鷺の杜小学校内	鷺の杜
22	西 中 野		40	3339-9826	白鷺3-15-5 西中野児童館内	
23	武 蔵 台	◎	80	3970-0440	上鷺宮5-1-1 武蔵台小学校内	武蔵台
24	かみさぎ		74	3998-0074	上鷺宮3-9-19 かみさぎ児童館内	上鷺宮

※令和7年4月から、南台小学校新校舎内にキッズ・プラザ南台を開設し、南台学童クラブを併設します。南台学童クラブの開設に伴い、多田学童クラブ及び新山学童クラブは閉鎖となりますが、南台学童クラブへの利用希望の方は、多田学童クラブ及び新山学童クラブで申請を受け付けます。

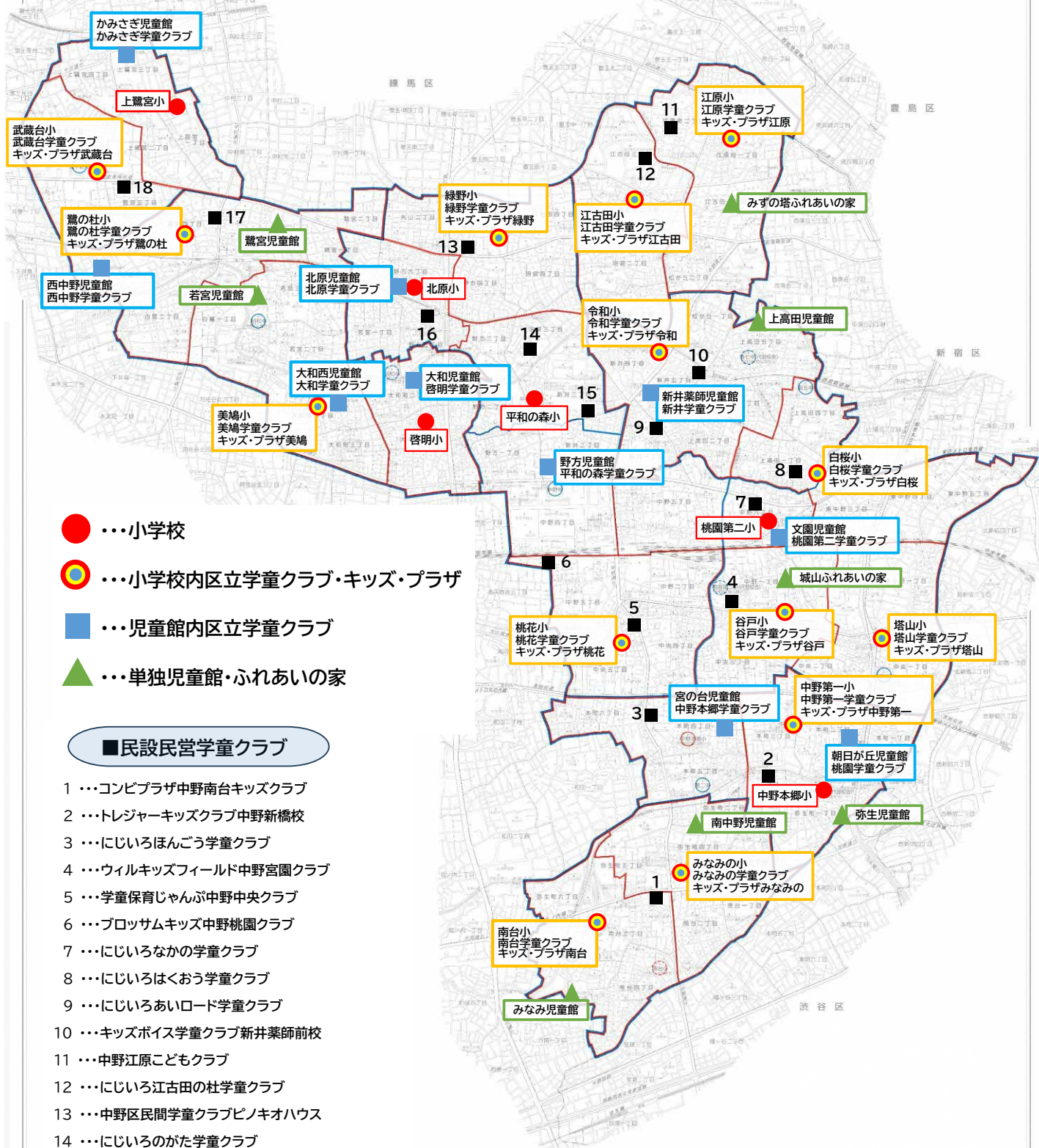
※各学童クラブの定員については今後変更となる可能性があります。

2026年度 民間（民設民営）学童クラブ

以下の18施設は、民間（民設民営）学童クラブになります。区立（公設民営）学童クラブとは、申請方法、申請期間、申請書類等が異なりますので、希望の学童クラブに確認のうえ、直接お申し込みください。

No.	学童クラブ名	定員	電話	所在地	学区（参考）
1	コンビプラザ中野南台 キッズクラブ	35	5342-1730	南台3-6-17クリスタル コート2F	みなみの 南台
2	トレジャーキッズクラブ 中野新橋校	40	3375-0228	弥生町2-10-1霜田ビル 2階	中野第一 中野本郷
3	にじいろ ほんごう	55	6454-1290	本町4-39-6TNビル2 F	中野本郷
4	にじいろ なかの	45	6272-3290	中野6-15-8	桃園第二
5	にじいろ あいロード	35	3387-1455	新井1-35-11大橋ビル1階	令和
6	にじいろ のがた	80	5942-6002	沼袋3-13-2旧沼袋小学校 内	平和の森 緑野
7	中野江原こどもクラブ	41	3950-0517	江原町2-19-5	江原
8	明日葉学童クラブ鷺宮	40	3223-8106	鷺宮4-37-14	鷺の杜、武蔵台 上鷺宮
9	にじいろ はくおう	41	3386-1301	上高田1-17-5	白桜
10	民間学童クラブ ピノキオハウス	28	5318-5405	丸山1-6-3	緑野
11	にじいろ江古田の杜	48	5942-5305	江古田3-14-1 プライムメゾン江古田の杜ウエ スト2F	江古田
12	ブロッサムキッズ 中野桃園クラブ	41	6382-8510	中野3-49-21 第二中野田村ビル1・2階	桃花 平和の森
13	キッズボイス学童クラブ 新井薬師前校	40	5343-6022	新井5-27-1アールウェ イ2階	令和
14	キッズボイス学童クラブ 平和の森校	30	5343-5060	新井3-16-7	平和の森
15	学童保育じゃんぷ 鷺宮クラブ	40	5848-8457	鷺宮5-24-23	武蔵台 上鷺宮
16	学童保育じゃんぷ 中野中央クラブ	33	6382-6375	中央5-40-18キャピ トル丸山2階	桃花
17	ウィルキッズフィールド 中野 野方クラブ	30	5356-6651	野方5-28-5市村ビル2 階	北原 啓明
18	ウィルキッズフィールド 中野 宮園クラブ	35	5358-9734	中野1-55-3フェリスビ ル2階	谷戸 (塔山)

中野区内の児童館、キッズ・プラザ、学童クラブ



HP版はこちらから
ご覧になれます。



学童クラブQ&A

1 学童クラブについて

Q 1→学童クラブの見学はできますか。

A 1→開設時間内であれば見学可能です。あらかじめ学童クラブにご連絡ください。

Q 2→送り迎えは必要ですか。

A 2→18時までに帰宅する場合は、お迎えの必要はありません。学童クラブの利用を開始する前にお子さんと一緒に経路や危険な場所がないかを確認しながら歩いてみることをお勧めします。18時前に帰宅する場合でもお迎えをすることは可能です（お迎えができるのはあらかじめ学童クラブに連絡した方のみになります）。

Q 3→学校から学童クラブに一人で行けるか心配です。

A 3→入学後しばらくは学童クラブの職員が学区内の学校まで下校の見守りに行きます。その期間に、安全に学童クラブに行くことができるよう職員が支援します。

Q 4→学童クラブで勉強は見てもらえますか。

A 4→学童クラブは宿題の声掛けをすることはありますが、学童クラブの職員が勉強を指導することはできませんのでご了承ください。

Q 5→保護者は18時には家に帰りますが、19時まで学童クラブで子どもを預かってもらうことはできますか。

A 5→学童クラブは保護者の保護に欠ける時間に子どもの生活を支援します。保護者の方が18時で帰宅される場合は、19時までお子さんをお預かりすることはできません。

Q 6→申請時から就労状況に変更がある場合は、どうすればよいですか。

A 6→変更があった場合は、変更届等必要な書類を直ちに提出してください。利用開始後に、塾に通うなどの理由で常態として週3日以上の利用がない状況が1か月以上続くなど、学童クラブの利用要件に該当しなくなった場合は、その月の末日をもって利用辞退となります。

2 学童クラブの申請について

Q1→産休中でも利用できますか。育休中でも利用できますか。

A1→産休中は学童クラブの利用が可能です。

育休中は学童クラブの利用ができませんが、令和8年5月1日までに復帰予定であれば一括申請受付期間に申請が可能です。復職後は復職証明書を提出していただきます。

Q2→指定校変更を希望していますが、その場合どの学校区の学童クラブを希望したら良いですか。

A2→指定変更先の学童クラブを第1希望に記入してください。指定変更が決定した結果によって第1希望の学童クラブを変更する場合は、速やかに学童クラブにご連絡ください。

3 学童クラブの申請書類について

Q1→保育園の就労証明書の様式を学童クラブの申請に使えますか。

A1→保育園と学童クラブでは利用の審査に必要とする情報が異なりますので、学童クラブの様式をお使いください。

Q2→利用申請書は郵送で提出できますか。

A2 郵送は遠方にお住まいの方等、直接提出するのが困難な場合のみにさせていただきます。ご理解の程よろしくお願いします。

4 選考方法、指数について

Q1→利用基準指数が何点だと学童クラブを利用できますか。自分の利用基準指数を教えてください。

A1→利用できた指数については、各学童クラブの申請状況によって異なるためお答えできません。ご自身の指数が知りたい方は、審査通知確認後に学童クラブにお問い合わせください。

その他、学童クラブの生活や申請方法について知りたいこと、聞いておきたいことがありましたら、希望する学童クラブまたは育成活動推進課までお問い合わせください。